

令和 8 年度（2026 年度）熊本県立学校教育 DX 支援員等業務委託 企画コンペ実施要領

1 概要

- 学校教育法施行規則第 65 条の 5 で定める「情報通信技術支援員（ICT 支援員）」について、本県では、全県立学校に「教育 DX 支援員」を配置し、学校現場における ICT の活用を推進している。
- 本実施要領は、令和 8 年度（2026 年度）の教育 DX 支援員の配置や各学校への支援等について、民間事業者のノウハウを活用した支援を実施するため、「企画コンペ方式」により業務委託先の事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するための手続等を定めたものである。

2 業務委託内容

1) 業務名

- 令和 8 年度（2026 年度）熊本県立学校教育 DX 支援員等業務委託

2) 業務内容

- 別紙「令和 8 年度（2026 年度）熊本県立学校教育 DX 支援員等業務委託仕様書」のとおり

3) 契約期間

- 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

4) 委託料の限度額

- 132,534,943 円（消費税及び地方消費税を含む）

【留意事項】

- ・企画提案にあたっての上限金額であり、契約額は別途県が設定する予定価格の範囲内で決定する。
- ・委託料の金額算定にあたっては、「消費税及び地方消費税」を 10% で算定すること。
- ・委託料の積算金額が本限度額を超過した場合、当該企画提案は審査の対象外とする。

5) 対象経費

- 業務の実施に必要となる人件費・旅費・資料作成費等一切の経費を含む。

3 参加要件

- 本企画コンペの参加は、次に掲げる条件を全て満たすことを要件とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- 2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- 3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- 4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- 5) 熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員若しくは第 4 号に規定する暴力団密接関係者又は地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる者に該当しないこと。
- 6) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者
- 7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていない者
- 8) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。

4 受託者の選定方法等

1) 選定方法：企画コンペ方式

- 本企画コンペに参加する事業者（以下「参加事業者」という。）は、県へ提出した企画提案書の内容をもとに、審査会においてプレゼンテーションを行う。
- 審査会の審査員による採点の結果、最も優れた提案（審査員の合計点数が最も高かった参加事業者）をした参加事業者を受託候補者として選定する。

2) 契約の方法

- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とし、熊本県会計規則第 95 条第 1 項第 1 号の規定により単独見積とする。
- 本契約は、企画コンペ方式による公募を実施するものであり、審査会の結果で契約の相手方が特定されるため、単独見積とする。

5 本企画コンペへの参加方法

1) 参加申込書の提出

- 本企画コンペへの参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書等を紙媒体で 1 部提出（郵送又は持参）すること。

【提出書類】・参加申込書（様式 1）

- ・参加要件申立書（様式 2）
- ・事業者の概要が分かる資料（会社パンフレット等）

【提出期限】令和 8 年（2026 年）1 月 30 日（金）午後 3 時

- 参加申込書提出後、県で内容を審査したうえで、参加事業者として決定した旨各事業者へ通知する。

2) 本企画コンペに関する質問

- 質問書（様式 3）を電子メールにより提出すること。

- 電子メールの件名は次のとおりとすること。
件名：【質問】教育DX支援員・企画コンペ（事業者名）
- 質問内容及び回答については、事業者名などが特定できない範囲で、参加申込書を提出した事業者へ電子メールで共有する。
【質問の受付期限】令和8年（2026年）1月30日（金）午後3時

6 企画提案書の提出方法

- 参加事業者は、次のとおり企画提案書を紙媒体及び電子データで提出すること。

1) 提出書類

- ①企画提案書（様式4）
- ②企画提案内容を記載した資料
 - ▼A4・横向き
 - ▼ページ数の上限（目安）：15ページ（表紙及び目次を除く）
- ③積算書
 - ▼消費税及び地方消費税を含む金額（単位：円）、費用の内訳を記載
- ④事業者の取組みに関する申出書（様式6）
 - ▼基準日：本公募の公表日…令和8年（2026年）1月13日（火）

2) 提出方法

- 紙媒体…1部
 - ※ステープラ（ホッチキス）又はクリップで留めたうえで提出すること。
フラットファイル等でファイリングしないこと。
- 電子データ…PDFファイルを「11 提出先」のメールアドレスに送信すること。
 - ※電子データの容量が3MBを超える場合には、受信できない場合があるので、データ提出前に電子メール又は電話にて連絡すること。
 - ※①～④のファイルは結合せずに、それぞれPDF化して送信すること。

3) 「②企画提案内容を記載した資料」の記載内容

- ①業務遂行の方針
 - ・国の動向や学習指導要領を踏まえた支援の在り方、効果的・効率的な支援策など、本業務の実施に関する事業者の考え方（方針）を記載すること。
- ②事業者の実績
 - ・直近3年間の教育DX支援員（ICT支援員）等に関する業務実績があれば記載すること。
 - ・本業務の統括責任者の資格やICT支援員に関する業務の経験年数、経歴等を記載すること。
- ③実施体制
 - ・人員配置や管理体制、県や学校からの相談に迅速かつ柔軟に対応できる体制を記載すること。
- ④教育DX支援員の支援内容
 - ・写真や図を活用し、提案内容を分かりやすく記載すること。

⑤サポートデスクの支援内容

- ・写真や図を活用し、提案内容を分かりやすく記載すること。

⑥人材育成

- ・教育 DX 支援員及びサポートデスク要員の技能向上のために実施する研修等について記載すること。

⑦費用対効果

- ・費用対効果の高い事業者独自の提案を記載すること。
- ・その他、仕様書に記載が無いもので、学校現場の働き方改革に資する提案があれば、記載すること。

※①～⑥で記載した内容の再掲（又は詳細を説明した内容）も可とする。

5) 提出期限

- 令和8年（2026年）2月12日（木）午後3時

6) 留意事項

- 5)の提出期限以降、企画提案書の差替や追加は不可とする。
- 記載内容に誤りがあり、修正が必要な場合には、審査会のプレゼンテーション時間内に口頭で説明すること。

7 審査会

1) 開催日程

- 令和8年（2026年）2月17日（火）又は18日（水）のいずれかの日
- 日時や会場（熊本県庁内）などの詳細は、県から各参加事業者へ個別に通知する。
※1社あたり説明20分、質疑応答10分を予定。

2) 実施方法

- 6の企画提案書をもとに、参加事業者が審査員へプレゼンテーションをする。
- プレゼンテーションは「対面」で実施し、事前に提出した企画提案書のデータを使用して説明すること。
※審査員には企画提案書のデータを事前に共有するため、審査会はペーパーレスで実施する。
- 説明にあたっては、県が投影用のモニターを会場に準備するため、パソコンを持参すること。
※審査会場に参加事業者が入室→モニターへパソコンを接続（HDMI端子）
→プレゼンテーション開始（時間計測開始）
- 審査会への参加人数は、1事業者あたり4名までとする。
- 参加事業者が1者の場合でも、審査会は開催する。

3) 審査方法

- 企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、「8 審査基準」に基づき、審査員が採点をする。
- 各審査員の採点の合計（以下「合計点」という。）について、合計点が配点の6割以上であり、かつ最も高かった参加事業者を受託候補者として選定する。
※最も高い合計点が複数の事業者に発生した場合、受託者（受託候補者）の選定は、審査員の協議によって決定する。

- 企画提案書の記載内容以外を説明した場合、当該説明部分は、評価対象外とする。

4) 審査結果

- 各参加事業者へ文書により通知する。

8 審査基準

項目	評価基準	配点
①業務遂行の方針	<input type="checkbox"/> 国の動向や学習指導要領を踏まえた効率的・効果的な支援を期待でき、事業者の方針が分かりやすく提案されているか。	5
②事業者の実績	<input type="checkbox"/> 教育 DX 支援員（ICT 支援員）に関する業務経験など、十分な実績があるか。	10
③実施体制	<input type="checkbox"/> 人員配置や管理体制、関係機関との連携体制は十分に構築されているか。	15
④教育 DX 支援員	<input type="checkbox"/> 仕様書 5 の 1) ②に記載した業務内容について、次の内容を踏まえて提案されているか。 ア) 授業支援・提案…ICT を活用した授業を円滑に行うための役割や工夫、児童生徒主体の ICT 活用のための授業改善、教員への提案等が可能か イ) 校務支援・研修支援…ICT 機器やシステム操作支援の工夫、改善提案、データ活用等校務の効率化のための改善提案や支援、ニーズ等に応じた研修支援（内容等）となっているか	30
⑤サポートデスク	<input type="checkbox"/> 仕様書 5 の 2) に記載した業務内容について、学校や県からの相談対応、教育 DX 支援員や他事業者との連携体制などが十分に構築されているか。	10
⑥人材育成	<input type="checkbox"/> 教育 DX 支援員及びサポートデスク要員への研修など、学校現場への支援の質を向上させるための体制が構築されているか。	10
⑦費用対効果	<input type="checkbox"/> 費用対効果の高い支援内容となっているか。 <input type="checkbox"/> 学校現場の働き方改革に資する提案となっているか。	15
⑧事業者の取組み	<input type="checkbox"/> 『熊本県ブライト企業』の認定を受けている	1
	<input type="checkbox"/> 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績がある（令和 7 年度及び令和 6 年度）	1
	<input type="checkbox"/> 『事業活動温暖化計画書制度』の対象事業者（義務及び任意）、『エコアクション 21』、『RE100』、『再エネ 100 宣言 RE Action』のいずれかの認証等、又は『森林吸収量認証書』の交付実績（令和 7 年度又は令和 6 年度）がある	1
	<input type="checkbox"/> 『熊本県 SDGs 登録制度』に登録している	1
	<input type="checkbox"/> 『パートナーシップ構築宣言』に登録している	1
合計		100

9 委託契約

1) 契約方法

- 審査会で受託候補者として選定を受けた後、受託候補者と県で業務委託契約の内容を協議したうえで、委託料の限度額の範囲内で契約を締結する。
- 契約に際しては、受託候補者からの企画提案内容を踏まえ、仕様書の内容を一部変更する場合がある。

- 受託候補者と県の協議が整わず、県と受託候補者が契約を締結しなかった場合、審査会での合計点が次点の事業者を受託候補者として再度選定し、上記協議を行う。

2) 契約保証金

- 受託候補者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第 77 条の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付するものとする。
- 契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を県に提出したときに返還する。
- 次のいずれかの事項に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ▼契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券を提出したとき。
 - ▼契約の相手方が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に遂行したことを証明する書類を提出したとき。
 - ▼業務委託契約書において、受託者が当該契約を履行しない場合に契約保証金に相当する額の違約金を支払う旨を定めたとき。

10 その他

- 本企画コンペで使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- 参加申込書及び企画提案書など本企画コンペに関する資料（以下「コンペ資料」という。）の作成や提出に関する一切の費用は、事業者の負担とする。
- 事業者が県へ提出したコンペ資料は、事業者に返却しない。
- 事業者が県へ提出したコンペ資料は、当該事業者の許可なく無断で使用しない。
- コンペ資料に記載された内容に虚偽の記載が判明した場合、当該事業者の参加事業者としての決定を取り消すとともに、受託候補者としての選定を受けた場合には、受託候補者としての選定を取り消す。
- 受託候補者の選定後、契約締結までの間に、当該事業者が本実施要領で定める要件を満たさなくなった場合、契約を締結しないことができる。
- 参加事業者としての決定を受けた後、審査会への参加を辞退する場合には、辞退届（様式 5）を紙媒体で 1 部提出すること。

11 各資料の提出先・問い合わせ先

熊本県教育庁教育政策課 教育 DX・働き方改革推進室
働き方改革推進班（本田・上高原）
【所在地】〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6-18-1
【E-mail】kyouikujouhou@pref.kumamoto.lg.jp
【電話番号】096-333-2673